賃貸住宅業界のニーズ取り入れた

地震費用保険に感謝の声

震災時、少短業界はこう動いた

「20万円の一時金とても助かる」

「地震によって建物が傾き、入居者全員に退去していただければならない物件があるのですが、引っ越し費用など何かと物入りなので、20万円払っていただけるのは非常に助かりました」（ゴールデンハーベスト　菅野俊吉郎社長）

3月11日の東日本大震災で、建物が大きく傾いてしまった水戸市内の川沿いのマンション。倒壊の危険性があるため、入居の継続は不可能となった。物件を管理しているゴールデンハーベストでは、余震に備えてすべての入居者に他の物件に移ってもらっている。急な転居を迫られた入居者の人にとって、ありがたい存在となっているのが東京海上ミレア少額短期保険（神奈川県横浜市）の家財保険「新・お部屋の保険」の「地震災害費用保険金」だという。建物が地震や津波によって全壊または流出し、家財が全損となった場合に20万円支払うというものだ。

「震災発生後間もなく、東京海上ミレアの調査チームが水戸に来てくれて処理してくれました。同じ物件の他の入居者の方にも、東京海上ミレアに連絡するように伝えています」（菅野社長）

東京海上ミレア少額短期保険の岩手、宮城、福島、茨城県の代理店は80社120店舗。4月末までに約700件の電話問い合わせが寄せられ、5月2日までに27件に地震災害費用保険金を支払った。同社では、被害状況の著しかったエリアの契約者は連絡をとることが困難なケースもあると考え、損害が確認されている物件の入居者に連絡を取る準備を進めている。

4月末までに200件支払い

地震保険が地震による建物損害を補修・復旧するのに必要な費用を補償するのに対して、一部の保険会社が設けている「地震火災費用」（一般的にはこう称される）は、地震による被害を受けた時に支払われる見舞金のようなものだ（費用保険と呼ばれている）。家財保険を扱う少額短期保険会社の中にも、少数派ながらこうした費用保険をもつ会社が数社ある。

日本共済（東京都千代田区）では、地震によって半壊や全壊により転居が必要となった場合に、見舞金として5万円を支払う。今回の震災では、役所の証明書発行を待たずに電話で本人確認が取れ次第支払うといった緊急措置をとった。震災後すぐに契約時に登録された口座への振り込みを開始している。

震災前から、代理店を通じて契約者に日本共済の電話番号を携帯電話に登録するよう訴えてきた同社。地震発生後には代理店の店舗に日本共済の電話番号を記した紙を貼ってもらうなどの対応を行い、契約者が問い合わせしやすい環境づくりを進めてきた。現在、支払いが完了している件数は200件ほどだ。

松田隆社長は、「当社への請求は3年間有効。落ち着いたらぜひ連絡していただきたい」と話している。